6/3 次 池田 O

平成26年4月23日

一般社団法人 鹿児島県LPガス協会会長 様

鹿児島県危機管理局 消防保安課長

耐震遮断器の未設置について(注意喚起)

このことについて,経済産業省商務流通保安グループガス安全室長から別添のとおり 通知がありました。

つきましては、県内のLPガス販売事業者及び保安機関に対し、下記事項について注 意喚起をしていただきますよう、よろしくお願いします。

記

液化石油ガス販売事業者及び保安機関は、体積販売をする時は、液化石油ガスの保 安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第18条第22号で規定する技術上 の基準に適合しているか確認し、適合していない場合は適合するよう措置すること。

例:体積販売をする場合は、次のイ又は口及びハに掲げるものが設置されているか。

- イ 一定のガス流量を検知した時に自動的にガスの供給を停止する機能その他 告示で定める機能を有するガスメーター
- 口 液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令(以下「器具省令」という。)別表第3の技術上の基準に適合する液化石油ガス用ガス漏れ警報器を 用いた機器で、ガス漏れを検知した時に自動的にガスの供給を停止するもの
- ハ 器具省令別表第3に掲げる耐震遮断器

(連絡先)

消防保安課 保安係

担当:

上野

Tel: 099-286-2262

24



## 経済産業省

26 商 ガ 安 第 13 号 平成 2 6 年 4 月 1 7 日

各都道府県液化石油ガス保安担当課・室長 殿

経済産業省商務流通保安グループガス安全室長

対震遮断器の未設置について (注意喚起)

上記の件について、別紙のとおり再発防止のための注意喚起を実施することとし、一般社団法人全国LPガス協会会長及び日本液化石油ガス協議会会長宛て傘下会員への周知を依頼しましたので、お知らせします。

つきましては、貴職におかれましても、管轄下の液化石油ガス販売事業者及 び保安機関に対する指導をよろしくお願いします。

## 経済産業省

26 商 ガ 安 第 13 号 平成 2 6 年 4 月 1 7 日

対震遮断器の未設置について (注意喚起)

経済産業省商務流通保安グループガス安全室長

今般、本省所管の液化石油ガス販売事業者において、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則(以下、「規則」という。)第18条第22号ハに規定する「器具省令別表第三に掲げる対震遮断器」が未設置の供給設備が複数確認されたことが判明しました。

具体的には、対震遮断機能が内蔵されていないガスメーターを使用する場合は、対震遮断器を設置しなければならないところ、未設置であったものです。

本件は、上述で規定する技術上の基準に適合しないものであり、商務流通保 安グループガス安全室は、当該販売事業者に対し厳重に注意し、改善及び再発 防止に関する措置を行うよう指示しました。

つきましては、液化石油ガス販売事業者及び保安機関に対して、下記のとおり要請し、技術上の基準に不適合とならないよう注意喚起します。

記

供給設備が規則第18条第22号で規定する技術上の基準に適合しているか確認し、適合していない場合は適合するよう措置すること。